

2つ以上の年金を受け取れる方へ

受け取る年金を選択する手続きのご案内

1人で2つ以上の年金を受け取れるようになったときは、ご本人の選択により、いずれか1つの年金を受け取ることが原則になります。

このリーフレットでは、「遺族厚生年金と遺族基礎年金」と他の年金との受け取り方の仕組みを説明していますので、年金を選択する手続きのときにご活用ください。

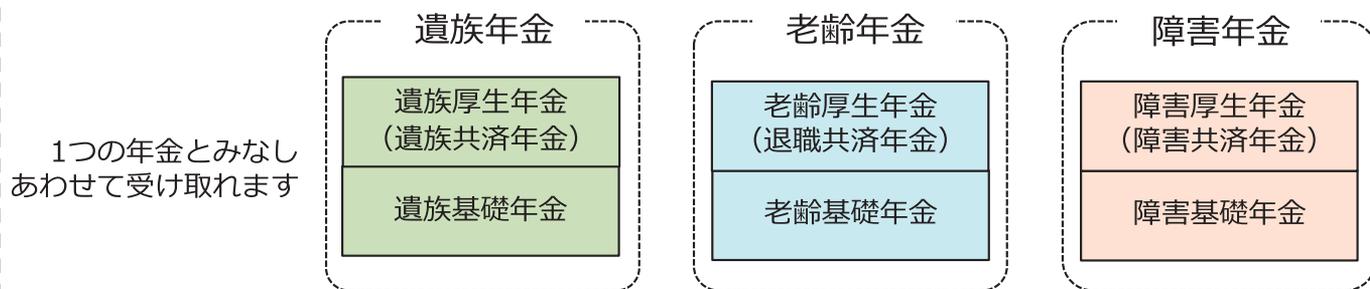
| | |
|----------|-----|
| 1人1年金の原則 | 1 |
| 年金選択の特例 | 2～5 |
| 年金選択の手続き | 6 |
| お問い合わせ先 | 7 |

1人1年金の原則

公的年金（国民年金、厚生年金保険、共済年金）では、支給理由（老齢、障害、遺族）が異なる2つ以上の年金を受け取れる場合、ご本人がいずれか1つの年金を選択することが原則になります。

同じ理由で受け取る年金は1つの年金とみなします

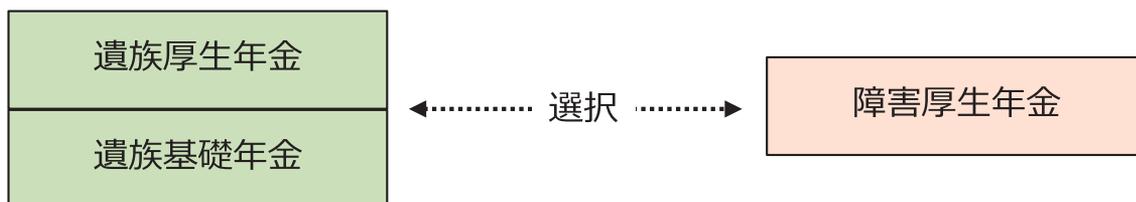
同じ理由（老齢、障害、遺族）で受け取れる「遺族厚生年金と遺族基礎年金」「老齢厚生年金と老齢基礎年金」「障害厚生年金と障害基礎年金」などは、1つの年金とみなし、あわせて受け取れます。



遺族年金を受け取られている方の選択の例

「遺族厚生年金と遺族基礎年金」を受け取られている方の主な選択の例は、次のとおりです。

【例1：障害年金を受け取れるようになった場合】



【例2：特別支給の老齢厚生年金※を受け取れるようになった場合】



※特別支給の老齢厚生年金とは、厚生年金の加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金を受け取るための期間を満たした方が65歳になるまでの間、受け取ることができる厚生年金のことです。

年金選択の特例

2つ以上の年金を受け取れる方が65歳になると、特例的に2つの年金をあわせて受け取れる場合（併給）があります。

次の「遺族年金を受け取れる方の特例」を参考に3～5ページをご確認ください。

遺族年金を受け取られている方の特例

遺族年金を受け取られている方は、65歳以上ですか？

いいえ

65歳になるまでは、支給理由の異なる年金をあわせて受け取ることはいけませんので、いずれか1つの年金を選択ください。

はい

老齢基礎年金を受け取れる方（3ページ参照）

老齢厚生年金を受け取れる方（3ページ参照）

障害基礎年金を受け取れる方（4ページ参照）

旧法の老齢年金を受け取れる方（4ページ参照）

平成27年10月1日前に遺族共済年金を受け取れる方（5ページ参照）

<参考>

労働者災害保険法（労災法）などによる業務上の災害給付と遺族年金はあわせて受け取れます。

詳しくは、5ページをご確認ください。

老齡基礎年金を受け取れる方

「遺族厚生年金と遺族基礎年金」を受け取っている方が、65歳になり老齡基礎年金を受け取れるようになったときは、「遺族厚生年金と老齡基礎年金」の組み合わせとの選択ができます。



! 65歳になるまでは繰上げした老齡基礎年金と遺族年金はあわせて受け取れません。

遺族厚生年金（または旧厚生年金保険の遺族年金）と老齡基礎年金は、65歳になるまではあわせて受け取れません。老齡基礎年金を繰上げて受け取るときは、65歳になるまで遺族厚生年金は支給停止になります。



また、遺族厚生年金を選択した場合、繰上げした老齡基礎年金は65歳まで支給停止され、65歳から減額された老齡基礎年金を受け取れます。



老齡厚生年金を受け取れる方

65歳以上で「遺族厚生年金と老齡厚生年金」を受け取れる方は、まず、ご自身の老齡厚生年金を受け取り、**遺族厚生年金は、老齡厚生年金※より額が高い場合に、その差額を受け取れます**。老齡厚生年金の額のほうが高い場合は、遺族厚生年金は全額支給停止となります。

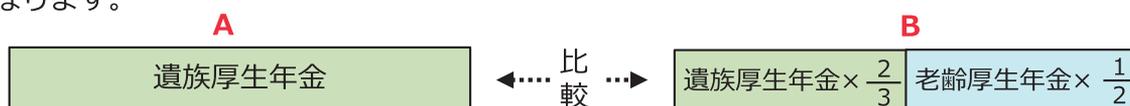
※ここでいう老齡厚生年金とは、老齡厚生年金相当額をいい、厚生年金基金から受け取られている代行部分を含みます。また、在職などにより老齡厚生年金が停止されている場合は、その停止前の額となります（ただし、加給年金額は除きます）。

【例：遺族厚生年金と老齡厚生年金の受け取り方のイメージ】



遺族厚生年金の額

65歳以上で配偶者が亡くなられて遺族厚生年金を受け取る場合は、次の図の**A**と**B**を比較し、いずれか高い額となります。



障害基礎年金を受け取れる方

「遺族厚生年金と遺族基礎年金」を受け取っている方が、障害基礎年金を受け取れる場合、**65歳以後は**、「遺族厚生年金と障害基礎年金」の組み合わせとの選択ができます。



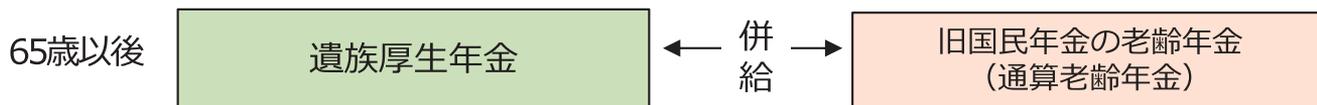
この特例は「障害厚生年金と障害基礎年金」を受け取れる方にも適用され、次の図のいずれかの組み合わせを選択することになります。



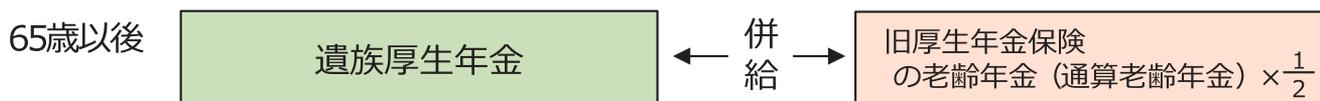
旧法の老齢年金を受け取れる方

旧国民年金の老齢年金（または通算老齢年金）、旧厚生年金保険の老齢年金（または通算老齢年金）を受け取れる方が、遺族厚生年金を受け取れるようになった場合は、原則としていずれか1つを選択することになりますが、65歳以後はそれぞれの年金をあわせて受け取れる特例が設けられています。なお、65歳になるまではいずれの場合もどちらか1つの年金を選択することになります。

- ①65歳以後に遺族厚生年金と旧国民年金の老齢年金（または通算老齢年金）を受け取る時は、旧国民年金の老齢年金等をあわせて受け取れます。



- ②65歳以後に遺族厚生年金と旧厚生年金保険の老齢年金（または通算老齢年金）を受け取る時は、旧厚生年金保険の老齢年金等の2分の1に相当する額をあわせて受け取れます。



平成27年10月1日前に遺族共済年金を受け取れる方

遺族厚生年金と遺族共済年金には、2つ支給要件（短期または長期）があり、どちらに該当するかによって以下のとおり取り扱いが異なります。

- ・短期の支給要件：加入期間を300月とみなして年金額を計算する場合等
- ・長期の支給要件：老齢厚生年金や退職共済年金等を受け取るために必要な期間を満たした場合等

①「遺族厚生年金：短期」と「遺族共済年金：短期」

共済組合等からの障害年金を受け取れる方が、厚生年金保険に加入中に亡くなったときなどの場合には、いずれか1つを選択することになります。

遺族厚生年金：短期

←…………… 選択 ……………→

遺族共済年金：短期

②「遺族厚生年金：短期」と「遺族共済年金：長期」

共済組合等の退職年金を受け取れる方が、厚生年金保険に加入中に亡くなったときなどの場合は、いずれか1つを選択することになります。

遺族厚生年金：短期

←…………… 選択 ……………→

遺族共済年金：長期

③「遺族厚生年金：長期」と「遺族共済年金：短期」

厚生年金保険の老齢年金を受け取れる方が、共済組合等に加入中に亡くなったときなどの場合には、遺族共済年金を受け取り、遺族厚生年金は受け取れません。

遺族厚生年金：長期 (不支給)

遺族共済年金：短期 (支給)

④「遺族厚生年金：長期」と「遺族共済年金：長期」

厚生年金保険と共済組合等から2つの遺族年金を受け取れる場合には、2つの年金をあわせて受け取れます。

遺族厚生年金：長期

← 併給 →

遺族共済年金：長期



遺族年金と業務上の給付はあわせて受け取れます

- ・労働者災害補償保険法（労災法）による給付や昭和61年改正後の新船員保険法から受け取る年金などの業務上の災害による給付と「遺族基礎年金と遺族厚生年金」はあわせて受け取れます。
ただし、同じ業務上の災害によって「遺族厚生年金と遺族基礎年金」と、労災法による給付等を受け取る際には、「遺族厚生年金と遺族基礎年金」は全額受け取れますが、労災法による給付等は一部のみの受け取りとなります。
- ・労働基準法による遺族補償と同じ業務上の災害による「遺族厚生年金と遺族基礎年金」を受け取る場合は、「遺族厚生年金と遺族基礎年金」が、6年間支給停止になり、7年目から受け取れます。

年金選択の手続き

年金を選択するには、「年金受給選択申出書」による手続きが必要です。

年金受給選択申出書の入手方法

- 「年金受給選択申出書」は、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターにあります。障害年金を選択する場合など、添付書類が必要になることがありますので7ページの「ねんきんダイヤル」等にお問い合わせください。

手続き先

- お近くの年金事務所または街角の年金相談センター

手続きしていただく時期

- 支給理由が異なる年金を2つ以上受け取ることができるようになったとき、いずれか1つの年金を選択するために、手続きをしてください。
- 選択していた年金を受け取る権利を失ったり、選択していなかった年金の受け取りを希望したりする場合も手続きが必要になります。年金選択の手続きは、その手続きをした月の翌月分から反映され、受け取ることができます。



ご注意ください

年金選択の手続き後の年金を受け取れるのは、手続きの翌月分からとなります。

受け取る年金選択の手続きは、原則さかのぼることができません。

2つ以上の年金を受け取ることができるようになった場合は、お早めの手続きをお願いします。

お問い合わせ先

ご不明な点は、ねんきんダイヤル、お近くの年金事務所、または街角の年金相談センターへお問い合わせください。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

【受付時間】 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

* 月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで相談をお受けします。

* 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話となるケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元にお知らせが届いた直後（5日間程度）は、電話が大変込み合うことがあります。週の後半または月の後半がつながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

日本年金機構のホームページもご利用ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>

- 年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご確認いただけます。
- “ねんきんネット”では、インターネットを利用してご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できます。このサービスをご利用いただくためには、あらかじめユーザID、パスワードの申し込みをしていただく必要があります。
- 50歳以上の方は、年金見込額試算の申し込みができます。